

## 地方財政健全化法施行へ 自治体は連結決算への対応急げ

(株)ちばぎん総合研究所  
専務取締役 平田 直

夕張市は財政破たんし、3月に財政再建団体に指定された。それをきっかけに、6月15日に地方財政健全化法が成立した(施行は2009年4月1日)。

その主な狙いと特徴は、自治体に対して、08年度から四つの財政健全指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の開示を義務付けて、早い段階で財政破たんを食い止めるとともに、財政健全化計画を策定して自治体が自主的に改善を図ることにある。

それでも財政の悪化が止まらないときには、再生に移り、自助努力を前提に国や都道府県の関与の下で財政再建を図るという二段構えになっている。

さらに、この法律では現行の自治体本体の財政赤字比率だけでは、全貌(ぼう)が分かりにくいので、本体の債務残高に第三セクターや公立病院、土地開発公社などの外郭団体の債務残高まで含めた連結ベースで全体像を把握することにある。

そもそも国や自治体の決算書は専門用語が多く、複雑な内容になっているので、一般の住民にはなかなか分かりづらい。まして、隠れ借金や損失補償などがあればなおさらである。自治体会計は、企業会計と違って、減価償却や職員の退職給与引当金などの積立が義務付けられていない。

また、資産の時価評価額が明示されていないので、含み益や含み損がどうなっているか、不良資産残高がいくら残存するかもはっきりしない。自治体は納税者である住民や企業に対して、決算内容をもっと透明性の高いものになるよう工夫すべきだし、納得のいく説明を心掛けるべきである。

自治体においては、財務内容の全貌が明らかになった時点で前広に公表し、住民に分かりやすく説明していくことが、財務内容改善の重要なステップになる。住民はそれを最も望んでいる。

政府は、「地域力再生機構」(仮称)を来年度にも設立させる予定である。地域経済に相当程度の影響を与える中規模企業や交通、医療など地域住民の生活を支えるインフラを提供している企業のほか、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社、第三セクターなどの再生を図ろうというものである。

しかし、再生のためには相応の痛みが伴うことを覚悟すべきである。再生過

程では、破たん処理(法的整理)、完全民営化、事業整理後の再スタートなど多様な選択肢が考えられるからである。

千葉県内においても、県や千葉市本体をはじめ多くの自治体で厳しい財政運営を強いられている。1年半後には多額の累積赤字や借入金を抱えた公立病院や第三セクター、土地開発公社なども本体に追加され、連結決算になる。

経営悪化している事業体は連結決算の足を引っ張ることになる。平成の大合併作業のうち県が提案した第二段階の市町村合併も途中で離脱先が出るなど、思うように進んでいない。

総務省の発表によれば、04~06年度平均の県内市町村の財政収支は、税収増で多少改善したとはいえ、実質公債費比率が18%以上で県の起債許可が必要な先が11もある。このうち政令指定都市である千葉市が24.8%と最も高い。

既に、県内の自治体では、土地開発公社が抱える塩漬け土地の買い戻しを行うなど、連結決算対策を進めている先もあるようだが、まだ手をつけていない自治体は責任者が先頭に立って、対応を急ぐことが必要だ。

### 地方財政健全化法の概要

	改正後	現行
財政再建団体となる判断基準の指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体本体の地方債に第三セクターの負債まで含めた連結ベースの債務残高を追加し、全体像を把握。</li> <li>自治体には貸借対照表などを整備させ、徹底した情報開示を求める。</li> </ul>	自治体本体の赤字比率のみ。
財政再建策 (二段階で再建を促す)	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期是正では、自治体の自主的な改善努力で財政健全化を図る。一定の数値に達したら、歳出削減や歳入確保策を定めた財政健全化計画を作成、公表する。</li> <li>悪化が止まらない場合は、再生に移り、自助努力を前提に、国や都道府県の関与の下で財政再建を進める。</li> </ul>	財政再建団体としての申請をして、国の管理の下で財政再建を進める。